

特定秘密保護法制定を振り返って 「戦争のできる国」阻止へ廃棄運動を

萩本和之 本シンポジウム実行委員・大学非常勤講師

「戦争のできる国」づくりへ多数決採決によるクーデターが行われた。今回の特定秘密保護法案の成立過程を振り返ってみると、その一言に尽きる。この法は単に重大な情報を秘匿するだけではなく、一般市民を監視して、報道関係者を委縮させる。国会議員には国政調査権を阻み、さらに法律に基づき罰する罪刑法定主義をも揺るがす内容だ。憲法学者からは「三権分立を破壊し、行政優位国家への変質を招く憲法違反の法律」という声や「ヒトラー・ナチ党の『全権委任法』にも匹敵する危険なもの」と指摘する識者もいる。

パブリック・コメントの募集期間はわずか二週間と短期にもかかわらず、異例の多さの九万件以上集まった。だが、賛成はわずか一三%に過ぎなかったし、福島での衆議院地方公聴会では自民党推薦の参考人を含めて七人全員が反対意見を陳述している。それらの意見を一顧だにしないで、政府与党は両院の委員会、本会議とも強行採決をした。少数意見や反対意見を尊重する、という民主主義の基本を忘れた暴挙と言えないだろうか？

この法律は警察庁、内閣情報調査室主導の立案のために、意図的にか、あまりにもズサンな条文を附則や政令に委ねているほか、「その他」という文言が何と三六カ所にも上り、拡大解釈、弾力運用が可能となっている。

ただでさえ、わが国の官僚は「由（よ）らしむべし知らしむべからず」の体質で、情報公開法を無視して公文書や情報を秘匿している例は枚挙にいとまがない。今回の審議の中でも、日本の情報収集衛星が福島第一原発4号機の水素爆発の様子を撮影した写真がありながら、それを東京電力に開示せずに、政府はわざわざ米国の民間衛星会社から四八〇〇万円で購入し利用させていた。情報収集衛星の画像は「特別管理秘密指定」となっているからという理由だが、一兆円掛けて上げた衛星の情報は誰のためのものだろうか？

さらに情報へのアクセスの在り方を示した「ツワネ原則」から大きく逸脱していることもあり、国際的にも懸念が広がっている。国連人権保護機関の人権高等弁務官をはじめ、NGO国際人権連盟の名誉会長や、表現の自由を守る活動をする「アーティクル19」、国際ペンクラブ、日本駐在外国人記者クラブなど良心的な識者をはじめ、数多くの団体が反対や異議を唱えている。

反省点としては「悪法は国会へ提出される前に潰さない」と、成立する」という言葉があるが、今回はマスコミの問題提起が遅かった。しかも、NHKをはじめ報道姿勢を疑われる新聞やテレビもみられた。報道内容も当初、「知る権利」や「取材、表現の自由」などを中心に据えた報道だったために、市民にこの法律の問題点が浸透しにくかった。

「原発関連の情報が完全に隠される危険性がある」ということも絡み、最後の局面では若い主婦らも立ちあがり七〇年安保闘争以降では最大の規模の反対運動が起きた。

その半面、政府与党は「修正に必ず」として「自公み維」のスクラムを一時的ながら組み上げ、民主党へ掃きぶりをかけていた。改憲への「予行演習」を行った格好だ。

そして「言論封殺ができれば戦争の準備ができる」といわんばかりに政府与党は二月十七日に愛国心や武器輸出三原則の解禁などを明記した初の「国家安全保障戦略」や「新防衛大綱」などを閣議決定した。この後「国家安全保障基本法」さらに集団的自衛権、諜報機関創設など矢継ぎ早に政策変更して、まず「実質改憲」を実現させる、という。それゆえに「嵐はもう過ぎ去った」と安倍首相はうそぶいている。だからこそ、今回の市民の怒りを結集しつつ、地道に反対活動を持続させ、この法律を無力化、廃案へ持ち込まなければならぬ。早くも「いざ鎌倉」の際には「と全国的に弁護士ネットワークも構築されつつある」という。過去には一九五二年に成立した破壊活動防止法は逮捕者が出るたびに、粘り強い法廷闘争が続けて、いまでは「なまくら刀」ともいわれるほどの法律となっている。この秘密保護法も同様な状況をつくり出すためにも、情報公開法や公文書管理制度の強化も目指すべきだろう。今回の反対運動の経験を教訓化して「戦争のできる国」への一連の動きを阻止することを通じて「情報は国民のもの」という社会を実現することにつながる。

へはぎもと かずゆき